

ステンレス圧延鋼材に対する溶接材料の選定に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

ステンレス圧延鋼材に対する溶接材料の選定に関する事項

改正理由

鋼船規則検査要領 M 編表 M2.1.1-1.においては、ステンレス圧延鋼材に対する溶接材料の選定について規定している。しかしながら、同表はステンレス圧延鋼材及びその溶接材料について定める鋼船規則 K 編及び M 編に含まれるすべての材料記号を包含しておらず、規則上、取り扱いが不明確な点があった。

本改正においては、同表は原則として定めていることから、共金系の組合せを対象とした一般的な組合せを表中に明記することとした。なお、実施工においては、共金系の溶接材料に限らず、強度及び耐食性等を考慮した溶接材料の選定も行われていることから、同取り扱いを認める旨を規定することとした。

このため、ステンレス圧延鋼材に対する溶接材料の選定に関し、取り扱いを明確にすべく関連規定を改めた。

改正内容

ステンレス圧延鋼材に対する溶接材料の選定に関する表を改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 M 編 M2.1.1, 表 M2.1.1-1.